

令和6年度子育てのための施設等利用給付認定 (幼児教育・保育無償化)のための申請書及び現況調書の提出について

幼児教育・保育無償化のために必要な提出書類のご案内です。新入园児及び在籍児童それぞれ提出書類がありますのでご確認ください、ご提出願います。

1 提出期限

令和5年12月15日(金)までに、在籍(予定)の施設へ提出してください(提出が遅れる場合は、事前に施設へご連絡願います)。

なお、令和5年度末などに退園する場合(卒園児を除く)には、現況調書の提出は不要ですが別途手続きが必要な場合がありますので、在籍している施設及び利府町子ども支援課保育係(Tel 022-767-2196)に御連絡願います。

2 提出書類

	No	必要書類	備考	チェック欄
全世帯	①	子育てのための施設等利用給付認定申請書・現況調書	裏面まで必ずご記入願います。 ※記入例をご確認ください。	☐
新入园児のみ提出	②	マイナンバー記入票 ※記入例を御確認願います	記入票と併せて、記入票に記載した申請者(父母等のいずれか)のマイナンバーカード(無い場合は通知カード又はマイナンバー記載の住民票と顔写真付き証明書)の写しを専用の封筒に入れ提出(郵便不可)	☐
該当者のみ提出	③	保育が必要な状況を確認する書類	就労証明書等 (必要書類は裏面をご確認ください) 該当者 ① 令和6年度から第2号・第3号認定を希望する 新入园児、現在認定を受けていない在园児童 ② 現在、第2号・第3号認定を受けており令和6年度も継続して利用する児童 ※妊娠・出産等で第2号・第3号認定期間が令和5年度末までの場合は不要です。	☐
	④	住民票の写し	別居している保護者又は子がいる方(該当者分)	☐
	⑤	ひとり親世帯であることが証明できる書類	戸籍謄本の写し(DVによる保護命令を受け児童扶養手当を受給している方は児童扶養手当証書の写し) ※前年度(新規申込時)に提出済で記載内容に変更がない場合は不要です。	☐
	⑥	在籍証明書 (次年度就学する場合は不要)	入所児童の他に以下のいずれかの施設を利用しているお子さんがいる場合 従来制度幼稚園、町外の教育・保育施設、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用	☐
	⑦	各種手帳の写し	同一世帯に以下のいずれかの手帳等の交付を受けている方がいる場合 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等証書	☐
	⑧	生活保護受給証の写し	生活保護を受給している方	☐

裏面も御確認ください⇒

★ **新入園児の保護者で令和5年1月2日以降に転入した方は、利用予定日より次の書類も必要になります。**

令和6年4月から8月までに利用希望の方

⑨	令和5年度市町村民税 (非)課税証明書	令和5年1月1日時点の住所地で発行	☐
---	------------------------	-------------------	--------------------------

令和6年9月以降に利用希望の方

⑩	令和6年度市町村民税 (非)課税証明書	令和6年1月1日時点の住所地で発行 (令和6年6月中旬頃に発行)	☐
---	------------------------	-------------------------------------	--------------------------

★ ⑨、⑩の書類は、申請児童の祖父母等の分も必要になる場合があります。

3 留意事項

- (1) 申請書及び現況調書提出後、届出内容に変更があった場合には、「特定教育・保育施設等入所児童状況変更届」にて変更内容を届出てください。(様式は各施設、子ども支援課の他、町ホームページにあります)
- (2) 油性ボールペンなど容易に消えないもので記入してください。(摩擦熱でインクが消えるペンは使用しないでください)

○ 保育が必要な状況を確認する書類(第2号認定を申請する場合)

就労証明書、看護(介護)状況申告書の用紙は、子ども支援課及び各施設で配布します。

保育を必要とする事由	証明書類	発行元	該当者
就労 ※内定含む	お勤めの方・・・就労証明書	勤務先	児童の保護者
	自営業の方・・・就労証明書及び開業届の写し または確定申告書の写し等	本人	
	農業の方・・・就労証明書及び耕作証明書	耕作証明書は役場	
妊娠・出産	母子健康手帳の写し ※手帳の表紙及び分娩予定日の記載があるページの写し	本人	
疾病・障害	診断書等 ※疾病等により保育ができない旨記載があるもの	医師	
介護等	看護(介護)状況申告書 看護(介護)を受ける方の診断書等及び看護(介護)計画書等	本人 医師	
就学	学生証の写し及びカリキュラム等	就学先	

※ 自営業の方も、就労証明書の「自営業」にチェックを入れて本人が作成してください。添付書類(開業届の写しまたは確定申告書の写し等)と共に提出願います。

※ 保育が必要な状況を確認する書類(就労証明書等)は、3か月以内(令和5年9月付けまで有効)に提出しており、現況調書提出時点で内容に変更がない場合は、提出不要です。また、**今回から就労証明書の様式が新様式となりますが、既に旧様式で証明を受けている場合は、そのまま旧様式のものを提出いただいて構いません。**

※ **兄弟姉妹で同時期に申請書及び現況調書を提出する場合は、保育の必要性を証明する書類は世帯で1組の提出で構いません。**

お問い合わせ 利府町保健福祉部子ども支援課 電話 022-767-2196(保育係)